

《加入方法》

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

加入申込締切日(平成28年)
4月22日 (当日消印有効)

加入対象者 高知県PTA連合会加盟の高等学校に在籍されている生徒の方です。

- ①同封の「**加入依頼書**」に必要事項すべてを記入例に従い、ご記入、ご捺印下さい。
 - ②訂正される場合は、その箇所を＝線で消して訂正印をお願いします。
 - ③すべてご記入されましたら「加入依頼書」を同封の返信用封筒に入れ、**4月22日(金)**までに投函して下さい。
- ※送付物は書類のみとしていますので、現金等を同封しないようお願いいたします

掛金のお支払いは 6月27日(月) に口座引落 となります。

次の金融機関の口座からのお引き落としが可能です。
 (全国の銀行・信用金庫・信用組合・労働組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行 または郵便局)
 ※口座からのお引き落としは、集金代行会社 明治安田 システム・テクノロジー(株)によりさせていただきます。
 ※尚、ご通帳には「IMBS,ガクセイホケン」と記載されます。

もしお引き落としができなかったら...

万一、6月27日(月)に掛金がお引き落としできなかった場合は、7月27日(金)に再度お引き落としをさせていただきます。尚、2回ともにお引き落としできなかった場合は、補償開始日(5月1日)にさかのぼって契約が無効となりますのでご注意ください。

※各学校では、申し込みの受付を致しません。 **上記の加入申し込み方法** の要領にてお申し込み下さい。

※ご加入された方には、**加入者票を6月中にご送付致します。**

※この保険は、高知県高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として高知県高等学校PTA連合会が有します。

※転校・退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出下さい。

《保険の対象となる方》

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償 傷害補償	個人賠償責任
	〈本人型〉	〈家族型〉
ご本人 *1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族*2	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚*3のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1の親権者およびその他の法定の監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。

*1 高知県高等学校 PTA 連合会加盟の学校に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)、で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

! 育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付*1 ☎ **0120-708-110**
 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

*ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談	医療機関案内	予約制専門医相談
常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。	様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
がん専用相談窓口	転院・患者移送手配*2	
がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)	転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。	*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要で(予約受付は、24時間365日)。 *2 実際の転院移送費用は、このサービス対象外です。

デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

0120-285-110
 (携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

◎受付時間

電話介護相談	9:00~17:00
法律相談	9:00~17:00
税務相談	14:00~16:00
社会保険に関する相談	9:00~17:00
暮らしの情報提供	10:00~16:00

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。
 *2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
- ・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

●お問い合わせ先

制度の内容確認・変更の手続き・契約に関するご相談 他

お問い合わせ先

☎ **0120-155-003**
 (受付時間 土日・祝日 年末年始を除く 9:30~17:30)

<取扱幹事代理店>
(有)トラスト・ワン 〒780-0085 高知県市場7-8

<取扱非幹事代理店>
(有)カマタ保険サービス 〒787-0033 四万十市中村大橋通7-12-17 TEL 0880-34-2352

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求 他

事故受付専用

☎ **0120-119-110**

<事故対応窓口>

東京海上日動火災保険株式会社
あんしん110番 (24時間・365日対応)

<引受幹事保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社** 担当支社:高知支店高知支社 〒780-0870 高知県高知市本町4-1-16 高知電気ビル6F TEL088-823-2575(代表)

<非幹事保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社**

平成28年1月作成 (15-T10014)

高知県高等学校PTA連合会 高校生総合補償制度ご加入のすすめ

平成28年度用 高知県高等学校PTA連合会の保護者の皆様へ

1年ごとの自動更新

(団体総合生活保険)

在学中の様々な危険から、大切なお子様をお守りし、安心して学校生活をおくられるように、団体総合生活保険をご用意いたしました。保険料は、団体割引10%が適用されますので、ぜひ、この機会にご加入くださいますようお願いいたします。

団体割引等適用により 割安な保険料 3,000円から!

団体割引 10%

個人賠償責任は 国内無制限!

示談交渉サービス

安心のサービス

<24時間無料の医療相談サービス>
メディカルアシスト

保険期間 平成28年5月1日午後4時~平成29年5月1日午後4時

<お手続きの方法> 同封の「加入依頼書」を申込締切日までに返信用封筒でご返送ください。

申込締切日 平成28年4月22日(金) (消印有効)

掛金引落日 ※ 平成28年6月27日(月)

※掛金は上記引落日に加入依頼書にてご指定いただいた口座より引落いたします。万が一引落不能の場合にはご通知いたしますので、7月27日までに掛金をお支払いいただきますよう、お願いいたします。期日までにお支払いいただけない場合は、保険始期が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますのでご注意ください。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社に幹事とした共同保険契約です。引受保険会社及び引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。

ご存知ですか？ お子さまを取り巻くリスク。

急増する自転車事故！
万が一加害者になってしまった場合に備えて、高額な賠償責任への備えが必要です。

保険金お支払いの一例

下記(病気補償以外)は例であり、実際に発生したものではありません。

損害賠償事例

小学校5年生の男子児童が坂道を自転車で走行中、67歳の女性と衝突。女性を獲たきりの状態としてしまいました。(神戸地裁)

約9,500万円

個人賠償責任補償(示談交渉サービス付) 全タイプお支払い対象

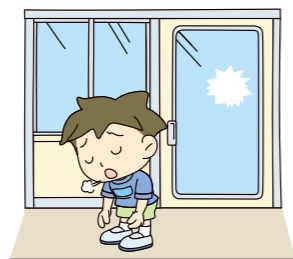
自転車で通行中
歩行者と衝突、
長期入院後死亡。

約2,000万円



学校の正面玄関前で傘を使って素振りをしていたところ、柄の部分が抜けて大型ガラスを割ってしまう。

169,000円



傷害補償

Cタイプは交通事故等に限定、Cタイプ以外は全てお支払い対象

授業中

跳び箱で腕から転落し骨折、通院。

54,000円

課外活動中

サッカーで相手と激しく接触し鎖骨を骨折、通院。

37,000円

交通事故



自転車でトラックと衝突、全身打撲で入院・手術・通院。

457,500円

日常生活



階段から転倒し足を骨折し、入院・通院。

100,000円

育英費用補償

Cタイプ以外お支払い対象

扶養者が交通事故で死亡する。

50万円もしくは15万円



扶養者がケガにより重度後遺障害となる。

50万円もしくは15万円



病気補償

SS・Sタイプのみお支払い対象

急性気管支炎で入院。

21,000円



真珠腫性中耳炎で入院・手術。

96,000円



補償ラインナップ(基本補償)

様々な危険からお子様をお守りします。

団体総合生活保険

個人賠償責任補償

例えば… ・自転車で走行中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。

日本国内外を問わず、日常生活での偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

傷害補償

例えば… ・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。 ・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。
※保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害
ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術
ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。
*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

通院
ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。
※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

天災危険
地震もしくは噴火またはこれらによる津波等が原因でケガをされた場合、死亡・後遺障害保険金、入院・手術保険金、通院保険金をお支払いします。

子ども傷害補償

扶養者に万が一のことがあった場合に備えます。※あらかじめ扶養者を指定していただけます。
育英費用
扶養者がケガで死亡されたり重度後遺障害が生じたことで扶養者に扶養されなくなったときに、保険金(一時金)をお支払いします。

病気に補償もご用意しています。
入院・手術医療保険金
病気で2日以上入院*1したときや手術*2をしたとき、また放射線治療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。
*1 1回の入院について60日を限度とします。
*2 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
*3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

入院療養一時金
病気で60日以上入院が必要であると診断されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

傷害補償

交通事故等限定プラン 例えば… ・クルマにはねられたときのケガ ・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

日本国内外を問わず、交通事故、交通乗用具*1の火災等によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
*1 交通乗用具の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

死亡・後遺障害
ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術
ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。
*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

通院
ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。
※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

補償金額(保険金額)と保険料

【保険期間：1年間、団体割引：10%：職種級別*1：A(学生等)】

タイプ	SSタイプ	Sタイプ	Bタイプ	Eタイプ	Cタイプ(交通傷害)
個人賠償責任補償(示談交渉サービス付)*2	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円 (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円
死亡・後遺障害	106万円	89万円	107万円	60万円	68万円
入院1日につき	3,150円	2,400円	2,400円	700円	1,200円
通院1日につき	2,000円	1,500円	1,400円	540円	700円
手術*3	入院中以外の手術(外来手術)：5倍		入院中の手術：10倍		
細菌性食物中毒	○	○	○	○	
天災危険	○	○	○	○	
熱中症危険	○	○	○	○	
育英費用	50万円	50万円	50万円	15万円	
入院医療保険金	3,150円	2,400円			
手術医療保険金*4	入院中以外の手術：5倍 入院中の手術：10倍				
入院療養一時金	10万円	10万円			
保険料	14,800円	11,800円	9,800円	4,800円	2,800円
制度維持費*5	200円	200円	200円	200円	200円
年間掛金	15,000円	12,000円	10,000円	5,000円	3,000円

- *1 子ども傷害補償について、お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- *2 個人賠償責任については家族型でのお引受けとなります。
- *3 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。
- *4 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- *5 制度維持費は集金代行手数料および事務経費の一部として徴収するものです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊「補償の概要等」をご確認ください。